

## 特定秘密保護法案の廃案を求める総会決議

安倍政権は、各界から日増しにあがる反対の声に耳を傾けることなく、特定秘密保護法案(以下、「法案」という。)を閣議決定し、国会に上程した。法案は、現在、衆議院国家安全保障特別委員会の審議に付されているが、以下のような多くの看過し難い問題点が含まれており、その成立は到底我々が容認できるものではない。

まず第一は、法案における「特定秘密」が、行政機関の長によって決定されることに関わる。「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」の4分野23項目に関する情報が「特定秘密」の対象とされることとなっているが、行政機関の長によって、上記4分野23項目に「関する」と判断されれば、際限なく「特定秘密」の範囲が広がっていく恐れがある。行政機関による恣意的な判断によって、自在に「特定秘密」が決定されるような事態は、許されるべきではない。

第二は、何が「特定秘密」なのか、その事自体が秘密にされることであり、それが裁判や議会審議の過程でも秘密にされることである。自分が触れた情報が秘密であるかどうか判断できないまま処罰されることさえあり得ることとなるが、これは日本国憲法で保障されている様々な人権規定に抵触するものである。

第三は、例えば我々が研究の一環として入手した史料が「特定秘密文書」であった場合に刑事処罰の対象とされる可能性があるなど、法案の成立によって、我々の研究活動が大きく制約される可能性が高いことである。法案では、「特定秘密」に指定された文書が一定の期間の後に国立公文書館などに移管されて公開されることは担保されていない。「特定秘密」に指定された公文書が半永久的に秘匿されたり、秘密裡に廃棄されるようなことは、重要な政策決定の過程の是非を後世の歴史研究によって判断する余地を無くすことに繋がる。「学問の自由」を侵害するという観点からも容認し難いが、半永久的に「特定秘密」となることに政府当局者が依存し、緊張感を欠いた政策決定がなされることも十分に危惧されよう。

以上、日本国憲法が定める人権規定に違背し、歴史学研究者の日常的研究活動を阻害し、政府当局者の政策判断を後世の評価から免罪することに繋がりがかねない多くの問題点を持つ法案は、断固として廃案にされるべきである。

2013年11月16日

一般財団法人歴史科学協議会 第47回総会

### 【一般財団法人歴史科学協議会について】

創立：1976年

会員数：1200名

代表理事：塚田孝（大阪市立大学教授）、服藤早苗（埼玉学園大学特任教授）

連絡先：〒114-0023 東京都北区滝野川 2-32-10-222 TEL・FAX：03-3949-3749

E-MAIL：[rekihyo@mx10.ttcn.ne.jp](mailto:rekihyo@mx10.ttcn.ne.jp) WEB：<http://www.maroon.dti.ne.jp/rekikakyo/>

活動内容：歴史学の学術研究団体です。学術誌『歴史評論』の定期刊行（現在までに通巻764号を刊行）、市民講座・研究大会の開催を主な活動内容としています。